

債権執行事件の終了をめぐる規律の見直しに関する検討（3）

1 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律

金銭債権を差し押さえたにもかかわらず取立権が発生した日から一定の期間が経過したときに、執行裁判所が差押命令を取り消すための規律を設けるものとした場合において、その具体的な規律の在り方について、どのように考えるか。

（説明）

1 見直しの必要性に関する試案の考え方

債権執行（債務者の有する債権に対する強制執行）の事件では、差押債権者による取立てを通じて換価・満足が行われることがあるが（民事執行法第155条参照）、このような場面における債権執行事件の終了は、取立ての届出や申立ての取下げといった差押債権者の協力に依存しており、他の強制執行事件と比べて、事件の終了をめぐる規律が不安定である。このため、実際には、取立ての届出も申立ての取下げもされないまま長期間放置されている事件が多数存在しており、第三債務者や執行裁判所の負担に関する問題や、請求債権についての新たな時効が進行しないという不合理な事態に関する問題が指摘されている。

試案の第4の1は、このような問題が生じ得ることを踏まえ、債権執行事件の終了に関する規律を見直し、取立権発生後の一定の期間の経過等を要件として、債権執行事件を終了させるための規律を設ける必要があると考えるものである。意見募集の結果においても、債権執行事件の終了に関する規律の見直しの必要性があること自体については、概ね異論がなかった。

2 試案の本文に関する検討

(1) 試案の本文の概要

試案の本文は、差押命令を取り消すための具体的な規律として、金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から一定の期間（2年間）が経過したときには、差押債権者が、第三債務者から支払を受けた旨の届出（取立ての届出、民事執行法第155条第3項）又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をしなければならないものとした上で、その後一定の期間（2週間）が経過したにもかかわらず、差押債権者がこれらの届出をしなかったときには、執行裁判所が、職権で、差押命令を取り消すという規律を提案するものである。

(2) 試案の本文に対する反論に関する検討

試案の本文に対しては、部会のこれまでの議論や意見募集の結果においては、

この規律によれば取立権の発生から一定の期間が経過したことのみに基づいて差押債権者の届出義務が生ずることとなるが、差押債権者においてその期間を管理することは負担であるとの批判がされ、その届出義務を発生させるためには執行裁判所の命令等が必要であるとの指摘がされた。この意見は、差押債権者が、執行機関（執行裁判所）から独立した立場にあって、執行機関（執行裁判所）の事務を共助する立場にはないとの考えに基づき、差押債権者に執行機関（執行裁判所）の執行行為に関する協力義務を課することが相当ではないと考えるものと思われる。

もっとも、このような指摘に対しては、部会のこれまでの議論において、このような執行裁判所の命令等を要求することとなれば、執行裁判所は、実務上、一定の届出をすべき旨の命令（届出命令）と差押命令を取り消す旨の決定（取消決定）を、いずれも送達の方法により差押債権者に告知せざるを得ないと考えられるものの、この場面で債権執行事件を終了させるために、送達を2回もしなければならないこととなれば、その送達費用を予納しなければならないこととなる差押債権者の負担が過度に重くなるのではないかなどの批判がされた。試案に反対する意見の中には、差押債権者が予めこれらの送達費用を予納するものとするをを求める意見もあったが、このような意見に対しては、差押債権者がその費用の予納を怠った場合や、予納された郵券が上記届出命令の送達をするのに足りない場合（例えば、当初予納された郵券により届出命令の送達された後に差押債権者が取立未了の届出をし、その後更に一定の期間が経過した場合に、再度の届出命令の送達をする必要があるなどの場面）における処理が問題となり得る。

(3)ア 裁判所書記官からの連絡等の必要性

試案の本文の規律に対しては、差押債権者が届出義務の履行を失念してしまうことに対する対応策を検討する必要があるとの指摘があり得る。そのため、仮に試案の本文の規律を設けた場合には、執行裁判所が差押命令を取り消す前に、執行裁判所の裁判所書記官が、差押債権者に対して事務的な連絡をするものとし、第三債務者から支払を受けた旨の届出又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をするように促すものとするのが相当であるとの考え方があり得る。

このような裁判所書記官による事務的な連絡については、その要否や時期、方法を含め、裁判所における適切な運用に委ねるものとする考え方があり得るが、他方で、差押債権者の権利を重視する観点から、裁判所書記官の法的義務である旨の規律を設けるものとする考え方もあり得ると考えられる。そして、後者の考え方については、差押債権者の転居等の事情によりその事務的な連絡をすることが困難である場面における対応について検討する必要があるものと思われる。

イ その他の検討課題

差押債権者が届出義務の履行を失念してしまった場面に関連する問題として、仮に試案の本文の規律を設け、執行裁判所の決定により差押命令を取り消すことができるものとした場合であっても、差押債権者がその取消決定の効力を争う機会を保障する必要があるとの指摘があり得る。

この取消決定に対しては、差押債権者が執行抗告をすることができ、その決定は確定しなければ効力を生じないこととなると考えられる（民事執行法第12条参照）。この執行抗告の理由については、差押債権者が当該取消決定後に取立ての届出又は支払を受けていない旨の届出をしたことを不服の理由とし得るとする考え方があり得る一方で、これらの届出を失念したことは執行抗告における不服の理由とはし得ないとする考え方があり得る。

(4) 差押債権者が届出をすべき時期及びその期間

ア 試案は、差押債権者が、第三債務者から支払を受けた旨の届出（取立ての届出、民事執行法第155条第3項）又は第三債務者から支払を受けていない旨の届出をしなければならないものとする時期について、取立権が発生した日から「2年間」が経過したときとするものである。この期間に関連して、部会のこれまでの議論においては、債権及びその他の財産権に対する強制執行事件の既済事件のうち、約9割の事件が、その処理期間が2年以内であることなどが紹介された。

これに対しては、意見募集の結果において、差押債権者が取立訴訟を提起した場面等を念頭に、この期間をより長期（例えば、5年間など）とすべきであるとの意見があった。

イ また、試案は、執行裁判所が職権で差押命令を取り消すことができるようになる時期について、届出義務が発生した日から「2週間」が経過したときとするものである。

これに対しては、届出義務の履行のためには十分な調査時間が必要であることなどを理由として、この期間をより長期（例えば、1か月など）とすべきであるとの意見があった。

(5) 検討

以上を踏まえ、差押債権者が取立権を行使しない場面等において執行裁判所が差押命令を取り消すための規律を設けるものとした場合において、その具体的な規律の在り方について、どのように考えるか。

2 試案の注の考え方に関する検討

試案の注の考え方は、試案の本文と異なり、金銭債権を差し押さえた場合において、取立権が発生した日から一定の期間が経過したときには、執行裁判所が、差押債権者に対し、第三債務者から支払を受けた旨の届出又は第三債務者から支

払を受けていない旨の届出をするよう命じた上で、その後一定の期間が経過したにもかかわらず、差押債権者がこれらの届出をしなかったときには、差押債権者が差押命令の申立てを取り下げたものとみなすという規律を提示するものである。

意見募集の結果においては、試案の注の考え方に関して、裁判所からの届出命令が告知されたにもかかわらず、その届出を怠ったのであれば、差押債権者に一定の不利益を負わせてもやむを得ないとして、これに賛成する意見もあった一方で、差押命令の効力の消滅を争う機会を保障する必要性を指摘してこれに反対する意見もあった。

そこで、試案の注の考え方について、どのように考えるか。

2 その他の場面（債務者への差押命令等の送達未了）における規律

債権を差し押さえたにもかかわらず債務者に対する差押命令の送達をすることができないときに、執行裁判所が差押命令を取り消すための規律を設けるものとした場合において、不動産執行等や民事保全に関しても同内容の規律を設ける必要があるかについて、どのように考えるか。

（説明）

1 債権執行に関する規律の見直しの必要性等

債権が差し押さえられたまま漫然と長期間が経過するという事態は、実務上は、差押命令の債務者への送達が未了の場面でも生ずることがあるとの指摘がされている。そこで、試案の第4の2の本文は、債務者に対して差押命令を送達することができない場合には、執行裁判所が、差押債権者に対して、送達場所の申出等を命ずることができるものとした上で、差押債権者がその申出等をしないときには職権で差押命令を取り消すことができるものとするを提案するものである。

このような規律を設けること自体については、意見募集の結果においても、概ね異論がなかった。

2 不動産執行等や民事保全に関する規律の見直しの必要性等

試案の第4の2の注1及び注2は、債務者への送達未了が原因で漫然と長期間が経過するという問題は、債権執行事件に限られず、不動産執行等の他の民事執行事件や民事保全事件においても生じ得るとの指摘があり得ることを踏まえ、これらの場面においても試案の第4の2の本文と同内容の規律を設ける考え方を提示するものである。

意見募集の結果においては、これに賛成する意見もあったものの、他方で、不動産執行等の他の民事執行事件や民事保全事件においては、必ずしも、差押命令等の送達未了が原因で事件が滞留しているといった事態は生じていないとの指摘をするものもあった。

そこで、不動産執行等や民事保全に関して、試案の本文と同内容の規律を設け

る必要があるかについて，どのように考えるか。